

2024 年 4 月 23 日

東北経済産業局

山形県尾花沢市「尾花沢そば」地域団体商標に登録

特許庁は、山形県尾花沢市の「尾花沢そば」を地域団体商標に登録しました。山形県の地域団体商標としては 12 件目で、全国で 766 件登録されています。

1. 商標及び出願人

商標: 尾花沢そば

登録日: 2024年4月15日(商標登録第6795974号)

出願人: 尾花沢市商工会(法人番号 9390005005658)

山形県尾花沢市若葉町一丁目2番10号

2. その他山形県の地域団体商標

商標	登録番号	登録日	権利者
刈屋梨	第5016610号	2007年1月12日	庄内みどり農業協同組合
平田赤ねぎ	第5016611号	2007年1月12日	庄内みどり農業協同組合
米沢織	第5026436号	2007年2月16日	米沢織物工業組合
米沢牛	第5029824号	2007年3月2日	山形おきたま農業協同組合
山形佛壇	第5055867号	2007年6月22日	山形県仏壇商工業協同組合
山形おきたま産デラウエア	第5086736号	2007年10月26日	山形おきたま農業協同組合
置賜紬	第5409993号	2011年4月28日	置賜紬伝統織物協同組合
米沢らーめん	第5467437号	2012年2月3日	協同組合米沢伍麺会
山形名物玉こんにゃく	第5564311号	2013年3月8日	山形県こんにゃく協同組合
蔵王かぼちゃ	第5723524号	2014年12月5日	山形農業協同組合
山形セルリー	第6186576号	2019年10月4日	山形市農業協同組合

3. 地域団体商標について

地域団体商標制度とは、地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に、地域の事業協同組合や農業協同組合等の「地名＋商品(サービス)名」からなる商標について、特定の要件を満たした場合に登録を認める制度です。

4. 地域団体商標に関する情報について

全国の地域団体商標、地域団体商標の活用事例は下記のホームページを御覧ください。

地域ブランドの保護は、地域団体商標制度で(特許庁ホームページ)

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/>

(本発表資料のお問合せ先)

東北経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 知的財産室長 裾澤

担当者:家永

電 話:022-221-4819(直通)

「尾花沢そば」について

1. 出願日:2022 年 4 月 11 日(出願番号:商願 2022-47941)
2. 登録日:2024 年 4 月 15 日(登録番号:商標登録第 6795974 号)
3. 出願人:尾花沢市商工会
4. 指定商品及び区分:山形県尾花沢産のそばの麵を使用したそばの提供(第 43 類)
5. 特長:

～俳人松尾芭蕉が食べたそばに、思いを馳せて～

かつては羽州街道の宿場町で栄え、『おくのほそ道』で松尾芭蕉が 10 泊した尾花沢。寒暖差の大きな気候風土がそばの栽培に適しており、昔からそばの栽培が盛んに行われてきました。現在では、質・生産量ともに全国有数の産地となりました。

尾花沢そばの最大の特徴は地元の在来種である「最上早生」の本来の味と形質を維持するため、種子の栽培からこだわった「原種最上早生」を使用しています。香り高く、甘みが強いのが特徴です。

俳聖が食したことに恥じないそばを作るため、こだわりの「原種最上早生」と格調高いそばを打つ「そば職人」の技がおりなす逸品です。



【文章及び写真提供】 尾花沢市商工会